

金融商品取引法上の仲介業に係る協会諸規則の整備のための 諸規則の改正、新設について

I 改正等の目的

今般、投資信託委託会社が行う自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募について、現行の「金融商品取引法」に基づく金融商品仲介業者に対して委託することが可能であることが明確となったことに伴い「金融商品取引法」に基づく金融商品仲介業に係る必要な規定の整備などを図るため諸規則の改正を行う。

II 新設する規則及びその内容

- (1) 外務員の登録等に関する規則及びその細則
外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件、外務員の処分等について定める。
- (2) 金融商品仲介業者に関する規則
正会員の金融商品仲介業に係る業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定める。
- (3) 金融商品仲介業者の従業員等の服務に関する規則
金融商品仲介業の業務に従事する従業員等の服務の基準、外務員資格等を定めるとともに、従業員等に対する会員の監督責任について定める。

III 改正する諸規則及びその内容

- (1) 受益証券等の直接募集等に関する規則
金融商品仲介業者が受益証券等の募集・私募の取扱いを行うことに伴い、金融商品仲介業者に係る所要の改正を行う。
(第 5 条、第 10 条の 2、第 12 条、第 14 条の改正)
- (2) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則
金融商品仲介業者が受益証券等の募集・私募の取扱いを行うことに伴い、金融商品仲介業者に係る所要の改正を行う。
(第 3 条～第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条の改正)
- (3) 苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則
定款改正（第 4 条）を踏まえ、金融商品仲介業者に係る所要の改正を行う。
(第 1 条～第 3 条、第 5 条～第 10 条の改正)

IV 施行の時期

本規則の改正等については、定款及び業務規程の改正が必要となることから、令和 3 年 6 月 30 日開催の定時総会での定款改正決議等を経た後、定款等の改正に係る主務官庁へ認可申請を行い、認可の日から施行する。

以上